

第13 漏電火災警報器

漏電火災警報器の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
変流器	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 点検が容易な場所に設けてあること。 b 引込線取付点の負荷側で防火対象物の屋外部分に設けてあること。ただし、引込線の形態又は建築物の構造上これによりがたい場合にあっては、引込口に接近した屋内に設けることができる。 c 未警戒電路がないように建築物の引込線又はB種接地線ごとに設けてあること。
	設置状況	目視により確認する。	振動等により取付状態が変化しないように堅固に取り付けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 検定品であること。 b 変形、損傷がないこと。 c 屋外に設けるものは、屋外型が設けてあること。ただし、防水上有効な措置が講じてある場合はこの限りでない。 d 定格電流は、警戒電路の定格電流以上の電流値を有すること。 e B種接地線に設ける場合の定格電流は、警戒電路の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流であること。 f 変流器を金属製の保護カバー内に設置する場合は、当該保護カバーに接地が施されていること。ただし、乾燥している場所等に設置する場合は、この限りでない。 g 互換性型にあっては、型式番号が受信機により指定されたものであること。また、非互換性型にあっては、製造番号が受信機の製造番号と同一であること。
受信機	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 点検が容易な場所に設けてあること。 b 次に掲げる場所以外の安全な場所に設けてあること。ただし、防爆、防腐、防湿、防振及び静電遮へい等の防護措置を講じたものにあってはこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所 (b) 火薬類を製造し、貯蔵し又は取り扱う場所 (c) 腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所 (d) 湿度の高い場所 (e) 温度変化の激しい場所 (f) 振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所 (g) 大電流回路、高周波発生回路等により影響をうけるおそれのある場所 (h) 可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は、これらの場所以外の安全な場所に設けてあること。
	設置状況	目視により確認する。	振動等により取付状態が変化しないように堅固に取り付けてあること。
	機器 構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 検定品であること。 b 変形、損傷等がないこと。 c 警戒電路の定格電流が60 Aを超える電路には、1級のものが設けられていること。 d 定格電圧は、使用電圧に適合するものであること。

			<p>e 定格電圧が60Vを超える受信機の金属ケースには、接地が施されてあること。ただし、乾燥している場所等に設置する場合はこの限りでない。</p> <p>f 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</p> <p>g 屋外に設けるものは、防水上有効な措置が講じられていること。</p> <p>h 操作電源及び配線が適正であること。</p>
		検出漏洩電流設定値	<p>検出漏洩電流の設定値を確認する。</p> <p>検出漏洩電流の設定は、次を標準とし、誤報が生じない範囲内で適正に設定してあること。</p> <p>(a) 警戒電路に設けられるものにあつては、100mA～400mA</p> <p>(b) B種接地線に設けられるものにあつては、400mA～800mA</p>
		予備品等	<p>目視により確認する。</p> <p>所定の予備品、回路図等が備えられていること。</p>
音響装置	装置場所	目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。
	構造		適正であること。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
受信機	作動試験	テストボタン等を操作して確認する。	赤色の表示灯の点灯及び音響装置が鳴動すること。
	漏洩電流検出試験	漏電火災警報器試験器等により変流器検出漏洩電流設定値に近い電流を徐々に流して確認する。	<p>a 検出漏洩電流設定値の40%以上105%以下で受信機が作動すること。</p> <p>b 動作表示灯は、復帰操作を行うまで継続点灯していること。ただし、自己保持回路がないものにあつては、操作終了と同時に点灯が停止すること。</p> <p>c 遮断機構付のものにあつては、遮断後も作動表示灯が継続して点灯していること。</p>
音響装置試験		テストボタン等を操作し、音響装置を鳴動させて確認する。	<p>a 音量及び音色が他の騒音等と区別して聞きとることができること。</p> <p>b 音圧は、音響装置の中心から前面1m離れた場所で騒音計で測定した値が、1級にあつては70dB以上、2級にあつては60dB以上であること。</p>